

●香川県告示第308号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第50条の2の規定により、次の指定医療機関から当該医療機関を廃止した旨の届出があった。

平成20年7月8日

香川県知事 真 鍋 武 紀

| 廃止年月日 | 名 称 | 所 在 地 |
|------------|-------------|----------------|
| 平成20年5月30日 | そうごう薬局丸亀店 | 丸亀市米屋町42番地1 |
| 平成20年5月31日 | クスリのユタカ田伏薬局 | 木田郡三木町鹿伏327番地1 |
| 平成20年6月21日 | 京町薬局丸亀店 | 丸亀市南条町47番地3 |
| 平成20年6月24日 | おおつか内科医院 | 丸亀市南条町47番地 |